

## 指導勸奨による特殊健康診断

番号	業 務	雇入れ	配置替	6ヶ月	1年	随時	1次	2次	通 達
1	紫外線・赤外線にさらされる業務								S31.5.18 基発308
2	強烈な騒音を発する場所における業務								H4.10.1 基発546
3	マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務								S31.5.18 基発308
4	黄りんを取り扱う業務又はりん化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務								S31.5.18 基発308
5	有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務								S31.5.18 基発308
6	亜硫酸ガスを発散する場所における業務								S31.5.18 基発308
7	二硫化炭素を取り扱う業務又はそのガスを発散する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)								S61.1.6 基安発1の2
8	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務								S31.5.18 基発308
9	脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務								S31.5.18 基発308
10	砒素化合物(アルシン又は砒化ガリウムに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務								S34.5.18 基発359
11	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務								S40.5.12 基発518
12	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務								S40.5.12 基発518
13	クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務								S40.5.12 基発518
14	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務								S40.5.12 基発518
15	米杉、ネズコ、リュウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務								S45.1.7 基発2
16	超音波溶着機を取り扱う業務								S46.4.17 基発326
17	メチレンジフェニルイソシアネート(M.D.I)を取り扱う業務又はこのガス、若しくは蒸気を発散する場所における業務								S40.5.12 基発518
18	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務					注1			S45.5.8 基発360
19	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務					注2			S45.12.12 基発889
20	キーバンチャーの業務								S39.9.22 基発1106
21	都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)					注3			S40.12.8 基発1598
22	地下駐車場における業務(排気ガス)					注4			S46.3.18 基発223
23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務								S48.10.18 基発597
24	チェーンソー以外の振動工具(さく岩機、チップングハンマー等)の取り扱い業務			1回は 冬注5	冬注6				S49.1.28 基発45
25	重量物取扱い業務								H6.9.6 基発547
26	金銭登録の業務								S48.12.28 基発717
27	引金付工具を取り扱う業務								S50.2.19 基発94
28	VDT作業								H14.4.5 基発0405001
29	レーザー機器を取り扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務								S61.1.27 基発39

注1	作業中又は作業終了後、激しい頭痛、眼痛及び咳並びに皮膚の炎症等の症状を呈した場合には、直ちに医師の診断及び処置を受けさせること。
注2	関係労働者に皮膚障害が見られた場合には、すみやかに医師の診断及び処置を受けさせること。
注3	物忘れ、不眠、疲労、頭痛、めまい等の症状を訴える労働者については、職業歴、既往中毒歴等を明らかにした文書を添え、労災病院又は一酸化炭素中毒に関して経験のある医師による診断を受けさせるよう指導すること。
注4	作業中、排気ガスによると思われる頭痛、めまい、はき気等の症状を訴える労働者については、すみやかに医師の診断を受けさせること。この場合、医師に作業環境の実態及び本人の職業歴、既往歴等をできる限り詳細に伝えること。
注5	レグ式さく岩機、チップングハンマー、リベッティングハンマー、コーキングハンマー、ピックハンマー、ハンドハンマー、ベビーハンマー、コンクリートブレイカー、スケーリングハンマー、サンドランマー等の工具を取り扱う業務
注6	エンジンカッター等の内燃機関を内蔵する工具(チェーンソー、ブッシュクリーナー及びアースオーガーを除く。)を取り扱う業務
	携帯用のタイタンパー及び皮はぎ機を取り扱う業務
	携帯用研削盤、スイング研削盤、その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤(使用する研削といしの直径(製造時におけるものをいう。))が150mmを超えるものに限る。)を用いて金属、又は石材等を研削し、又は切断する業務
	卓上用研削盤又は床上用研削盤(使用する研削といしの直径が150mmを超えるものに限る。)を用いて鋳物のばり取り、又は溶接部のはつりをする業務

備考 上記健康診断対象事業場は、結果報告書(所定様式)に1～12月分をまとめて1月末日までに所轄監督署に提出してください。  
また、詳細については通達に示されていますので、所轄の監督署等にお尋ねください。